

農地中間管理事業規程

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

1 市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進

- (1) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、原則として全市町に、同意を得た上で、地域における機構の窓口としての機能等の業務を委託するものとする。さらに、必要に応じて、市町公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務を委託できるものとする。
- (3) 機構は、原則として全ての市町及び市町が指定する者に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- (4) 機構は、市町以外の業務委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点実施区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

一方、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について検討するものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、応募した者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、応募してもらえよう、働きかけるものとする。

4 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、インターネットの利用等により通年で行うものとし、また、応募内容の有効期間は事業実施要領で定めて実施するものとする。
- (2) 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定するものとする。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における、
 - ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
 - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）を明確にして募集するものとする。
- (4) 応募に当たっては、
 - ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - ③ 借受けを希望する期間
 - ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）等を明確にしてもらうものとする。
- (5) 地域内に担い手が十分ない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、新規就農者や他地域の法人経営体、リース方式での参入を希望する企業等の、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて応募を個別に働きかけるものとする。
- (6) その上で、応募した者については、
 - ① その氏名又は名称
 - ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等を整理し、ホームページ等で公表するものとする。
- (7) なお、機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、応募した者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

5 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

- (1) 機構は、市町や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして、
 - ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
 - ② 当該地域の担い手の状況
 - ③ 当該地域の機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運
 - ④ 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

- (2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申し出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- (3) 更に機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申し出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、極力10年以上となるようにするものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができるものとする。
- (7) 機構は、農地法第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木や土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

6 貸付先決定ルール

(1) 基本原則

機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するとともに、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合
- には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼ

さず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

- (3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮
- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
 - ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- (4) (2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（4の募集に際してその旨明示した地域）
- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
 - ② ①の判断に当たっては、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (5) (2)・(3)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合
- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
 - ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (6) 市町が集積計画一括方式を検討している場合
- 機構は、市町段階において、(1)から(5)までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (7) 貸付期間
- 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- (8) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (9) 機構は、県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、インターネットの利用その他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

7 賃料の水準等

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

8 機構の有する農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
 - ① 農地中間管理権の取得後1年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

9 農用地等の利用状況の報告等

機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

10 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

11 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を利用して周知徹底を図るものとする。

12 業務委託

- (1) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち、窓口業務（出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、借受希望者との交渉、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われ

ることがあることの説明、農用地利用配分計画の作成支援、相談・広報等)について、相手の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして、市町に委託するものとする。

- (2) 機構は、必要に応じて、(1)の業務の他、利用条件改善業務の実施(畦畔・法面の修繕、農用地等の改良、農業用施設の整備等)、農用地等管理業務の実施(草刈り等保全管理、管理耕作等)、賃料の収受・支払、データ管理等について、相手の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして、市町、地域農業再生協議会、市町公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に委託することができるものとする。
- (3) 業務委託に当たっては、業務を適正かつ確実に実施することができる者として県知事が指定した者への委託を進めるものとする。

13 農用地利用改善事業

- (1) 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町等と連携して事前の話合いの段階から参加するものとする。
- (2) 機構は、事前に、農地中間管理権の取得について3の基準に即して、また、農用地利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置付けられているかを6の貸付先決定ルールに即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(平成26年4月1日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(平成29年7月7日)

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項の規定による県知事の承認のあった日から施行する。(令和元年11月1日)